

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>7-85 後部反射器</p> <p>7-85-1 装備要件 自動車の後面には、後部反射器を備えなければならない。 (保安基準第38条第1項関係)</p> <p>7-85-2 性能要件 (視認等による審査) (1) 後部反射器は、夜間に自動車の後方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第38条第2項関係、細目告示第54条第1項関係、細目告示第132条第1項関係) ① 後部反射器(被牽引自動車に備えるものを除く。)の反射部は、三角形以外の形状であること。 ② 被牽引自動車に備える後部反射器の反射部は、正立正三角形又は帯状部の幅が一辺の5分の1以上の中空の正立正三角形であって、一辺が150mm以上200mm以下のものであること。 ③ 後部反射器は、夜間にその後方150mの距離から走行用前照灯(その全てを照射したときに、夜間にその前方100mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有する走行用前照灯に限る。)で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。 この場合において、その反射部の大きさが10cm²以上である後部反射器は、この基準に適合するものとする。 ④ 後部反射器による反射光の色は、赤色であること。 ⑤ 後部反射器は、反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものでないこと。 (2) 次に掲げる後部反射器であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第132条第2項関係) ① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後部反射器 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後部反射器又はこれに準ずる性能を有する後部反射器 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた後部反射器又はこれに準ずる性能を有する後部反射器</p> <p>7-85-3 取付要件 (視認等による審査) (1) 後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第38条第3項関係) この場合において、後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第54条第2項関係、細目告示第132条第3項関係) ① 側車付二輪自動車以外の自動車に備える後部反射器は、その反射部の上縁の高さが地上1,500mm以下(二輪自動車に備えるものにあつては地上900mm以下)、下縁の高さが地上250mm以上となるように取付けられていること。 ② 側車付二輪自動車に備える後部反射器は、その反射部の中心が地上1,500mm以下となるように取付けら</p>	<p>8-85 後部反射器</p> <p>8-85-1 装備要件 自動車の後面には、後部反射器を備えなければならない。 (保安基準第38条第1項)</p> <p>8-85-2 性能要件 (視認等による審査) (1) 後部反射器は、夜間に自動車の後方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第38条第2項関係、細目告示第210条第1項関係) ① 後部反射器による反射光の色は、赤色であること。 ② 後部反射器は、反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものでないこと。 (2) 後部反射器の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第210条第2項関係)</p> <p>8-85-3 取付要件 (視認等による審査) (1) 後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第38条第3項関係) この場合において、後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第210条第3項関係) ① 側車付二輪自動車以外の自動車に備える後部反射器は、その反射部の下縁の高さが地上250mm以上となるように取付けられていること。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>れていること。</p> <p>③ 二輪自動車以外の自動車の最外側にある後部反射器の反射部は、その最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられていること。</p> <p>ただし、側車付二輪自動車の二輪自動車部分に備えるものにあつてはその中心が二輪自動車部分の中心面上となるように取付けられていけばよい。</p> <p>④ 二輪自動車の後面に後部反射器を1個備える場合にあつては、その反射部の中心が車両中心面上となるように取付けられていること。</p> <p>⑤ 二輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び被牽引自動車以外の自動車に備える後部反射器の反射部は、後部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方10°の平面及び下方10°の平面（後部反射器のH面の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合にあつては、下方5°の平面）並びに後部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部反射器の内側方向30°の平面及び後部反射器の外側方向30°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるように取付けられていること。</p> <p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる反射部のうち、少なくとも7-85-2(1)③に規定する反射部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</p> <p>ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあつては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>⑥ 二輪自動車に備える後部反射器の反射部は、後部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面（後部反射器のH面の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合にあつては、下方5°の平面）並びに後部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部反射器の内側方向10°の平面及び後部反射器の外側方向30°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取付けられていること。</p> <p>ただし、二輪自動車の後面の中央に備えるものにあつては、後部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに後部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ30°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取付けられていること。</p> <p>⑦ 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）以外の被牽引自動車に備える後部反射器の反射部は、後部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>15° の平面（後部反射器のH面の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合にあっては、下方5°の平面）並びに後部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部反射器の内側方向30°の平面及び後部反射器の外側方向30°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるように取付けられていること。</p> <p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる反射部のうち、少なくとも7-85-2(1)③に規定する反射部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</p> <p>ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>⑧ 後面の両側に備える後部反射器は、車両中心面に対して対称の位置に取付けられたものであること。</p> <p>ただし、後面が左右対称でない自動車に備える後部反射器にあっては、この限りでない。</p> <p>⑨ 後部反射器は、自動車の前方に表示しないように取付けられていること。</p> <p>⑩ 後部反射器は、その取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等7-85-2(1)に掲げる性能を損なわないように取付けられなければならない。</p> <p>(2) 次に掲げる後部反射器であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第132条第4項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後部反射器</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後部反射器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後部反射器又はこれに準ずる性能を有する後部反射器</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える後部反射器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後部反射器又はこれに準ずる性能を有する後部反射器</p> <p>7-85-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、7-85-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第41条第3項第1号関係）</p> <p>(2) 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、7-85-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第41条第1項、第2項、第3項第2号及び第3号関係）</p> <p>(3) 次に掲げる二輪自動車については、7-85-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第41条第7項関係）</p> <p>① 令和5年8月31日以前に製作された二輪自動車</p> <p>② 令和5年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）</p> <p>7-85-5 従前規定の適用①</p> <p>昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第41条第3項第1号関係）</p>	<p>② 後面の両側に備える後部反射器は、車両中心面に対して対称の位置に取付けられたものであること。</p> <p>ただし、後面が左右対称でない自動車に備える後部反射器にあっては、この限りでない。</p> <p>③ 後部反射器は、その取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等8-85-2(1)に掲げる性能を損なわないように取付けられなければならない。</p> <p>(2) 後部反射器の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第210条第4項関係）</p> <p>8-85-4 適用関係の整理</p> <p>7-85-4の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

7-85-5-1 装備要件

自動車の後面には、7-85-5-2の基準に適合する後部反射器を備えなければならない。

7-85-5-2 性能要件

- (1) 後部反射器は、次の基準に適合するものでなければならない。
- ① 後部反射器（被牽引自動車に備えるものを除く。）の反射部は、三角形以外の形であること。
 - ② 被牽引自動車に備える後部反射器の反射部は、正立正三角形で一辺が50mm以上のもの又は中空の正立正三角形で帯状部の幅が25mm以上のものであること。
 - ③ 後部反射器は、夜間にその後方100mの距離から走行用前照灯（その全てを照射したときに、夜間にその前方100mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有する走行用前照灯に限る。）で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。
 - ④ 次に掲げる後部反射器は、③の基準に適合するものとする。
この場合において、反射部の取扱いは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。
ア 反射部の大きさ（車両中心線に直角な鉛直面への投影面積とする。ただし、不透明なモール等により仕切られた反射部にあつては、当該モール部に相当する部分の投影面積を除くものとする。）が10cm²以上のもの
イ 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの
ウ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているもの又はこれに準ずる性能を有するもの
エ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの
 - ⑤ 後部反射器による反射光の色は、赤色であること。
- (2) 反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものは、(1)の基準に適合しないものとする。

7-85-5-3 取付要件

- (1) 後部反射器は、7-85-5-2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。
- ① 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える後部反射器は、その反射部の中心の高さが地上1,500mm以下となるように取付けられていること。
 - ② 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える後部反射器は、その反射部の中心が地上1,500mm以下となるように取付けられていること。
 - ③ 最外側にある後部反射器の反射部は、その最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられていること。
ただし、二輪自動車に備えるものにあつてはその中心が車両中心面上、側車付二輪自動車の二輪自動車部分に備えるものにあつてはその中心が二輪自動車部分の中心面上となるように取付けられていなければならない。
- (2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。

7-85-6 従前規定の適用②

平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第41条第1項、第2項、第3項第2号及び第3号関係）

7-85-6-1 装備要件

自動車の後面には、7-85-6-2の基準に適合する後部反射器を備えなければならない。

7-85-6-2 性能要件

- (1) 後部反射器は、次の基準に適合するものでなければならない。
- ① 後部反射器（被牽引自動車に備えるものを除く。）の反射部は、三角形以外の形であること。
 - ② 被牽引自動車に備える後部反射器の反射部は、正立正三角形又は帯状部の幅が30mm以上の中空の正立正三角形であつて、一辺が150mm以上のものであること。
 - ③ 後部反射器は、夜間にその後方150mの距離から走行用前照灯（その全てを照射したときに、夜間にその前方100mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有する走行用前照灯に限る。）で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。
 - ④ 次に掲げる後部反射器は、③の基準に適合するものとする。
この場合において、反射部の取扱いは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。
ア 反射部の大きさ（車両中心線に直角な鉛直面への投影面積とする。ただし、不透明なモール等により仕切られた反射部にあつては、当該モール部に相当する部分の投影面積を除くものとする。）が10cm²以上のもの
イ 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの
ウ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているもの又はこれに準ずる性能を有するもの
エ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

⑤ 後部反射器による反射光の色は、赤色であること。

(2) 反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものは、(1)の基準に適合しないものとする。

7-85-6-3 取付要件

(1) 後部反射器は、7-85-6-2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

- ① 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える後部反射器は、その反射部の中心の高さが地上1,500mm以下となるように取付けられていること。
- ② 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える後部反射器は、その反射部の中心が地上1,500mm以下となるように取付けられていること。
- ③ 最外側にある後部反射器の反射部は、その最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられていること。

ただし、二輪自動車に備えるものあってはその中心が車両中心面上、側車付二輪自動車の二輪自動車部分に備えるものあってはその中心が二輪自動車部分の中心面上となるように取付けられていなければならない。

(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。

7-85-7 従前規定の適用③

次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第41条第7項関係)

- ① 令和5年8月31日以前に製作された二輪自動車
- ② 令和5年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)

7-85-7-1 装備要件

二輪自動車の後面には、後部反射器を備えなければならない。

7-85-7-2 性能要件(視認等による審査)

7-85-2に同じ。

7-85-7-3 取付要件(視認等による審査)

(1) 後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

この場合において、後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

- ① 二輪自動車に備える後部反射器は、その反射部の中心が地上1,500mm以下となるように取付けられていること。
- ② 二輪自動車の後面に後部反射器を1個備える場合にあつては、その反射部の中心が車両中心面上となるように取付けられていること。
- ③ 二輪自動車に備える後部反射器の反射部は、後部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 10° の平面及び下方 10° の平面(後部反射器のH面の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合にあつては、下方 5° の平面)並びに後部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部反射器の内側方向 30° の平面及び後部反射器の外側方向 30° の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるように取付けられていること。

この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4の規定により審査したときに、対象となる反射部のうち、少なくとも7-85-2(1)③に規定する反射部の大きさを有する部分を見通せることをいう。

ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができないう場合にあつては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。

- ④ 7-85-3(1)⑥に同じ。
- ⑤ 7-85-3(1)⑦に同じ。

(2) 7-85-3(2)に同じ。